

J I S 認 証 手 数 料 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本燃焼機器検査協会（以下「協会」という。）がJ I S 認証業務を行うため、JIS 認証等業務規程第23条の規定に基づき、J I S 認証の手数料及び実費に関する必要事項を定めることを目的とする。

(手数料及び実費の構成)

第2条 手数料は、J I S 認証業務の適正な運営に必要な経費の対価として算定したもので、型式検査料、確認試験料、確認料、認証料、認証維持製品検査料、部品等変更検査料、登録維持料、工場調査料及び証明書等発行手数料とする。

2 実費は、工場調査に要する旅費その他の必要経費とする。

(型式検査料)

第3条 JIS 認証規程第29条第1項第一号に規定する型式検査料は、型式検査及び型式の登録に要する手数料とする。

2 型式検査料は、JIS 認証規程第7条の3に規定する型式検査の区分に応じて、基本型式検査料、類似型式検査料(1)、類似型式検査料(2)、派生型式検査料(1)及び派生型式検査料(2)に区分する。

3 型式検査料の額は、型式検査ごとに型式検査料表（別表J料1）に掲げる額とする。

(確認試験料)

第4条 JIS 認証規程第29条第1項第三号に規定する確認試験料は、確認試験に要する手数料とする。

2 確認試験料は、手数料表（別表J料1-1）に掲げる品目に対応する額とする。

(確認料)

第4条の2 JIS 認証規程第29条第1項第三の二号に規定する確認料は、自社確認試験の結果の確認に要する手数料とする。

2 確認料は、自社確認試験の結果の確認ごとに手数料表に掲げる額とする。

(認証料)

第5条 JIS 認証規程第29条第1項第四号に規定する認証料は、認証に要する手数料とする。

2 認証料は、手数料表に掲げる品目に対応する認証料欄の額とする。

(認証維持製品検査料)

第5条の2 JIS 認証規程第29条第1項第四の二号に規定する認証維持製品検査料は、認証維持製品検査及びその結果の確認に要する手数料とする。

2 認証維持製品検査料は、手数料表に掲げる品目に対応する額とする。

(部品等の変更検査料)

第6条 JIS 認証規程第29条第1項第二号に規定する部品等変更検査料は、部品等の変更の確認に要する手数料とする。

- 2 部品等の変更検査料は、部品等の変更を行うごとに、次に掲げる基本料及び試験料とする。
 - 一 基本料は、機器については1件につき2,000円、関連部品については1件につき1,000円とする。
 - 二 試験料は、部品等の変更のための項目別試験料表（別表J料2）の品目別表のうち、実施する試験項目欄の試験料の額を積算した額とする。

（登録維持料）

- 第7条 JIS 認証規程第29条第1項第五号に規定する登録維持料は、型式登録されたものの登録の維持に要する手数料とする。
- 2 登録維持料は、機器については1型式につき10,000円、関連部品については1型式につき5,000円とする。
 - 3 登録維持料は、年度始めに一括して納入するものとする。

（工場調査料）

- 第8条 工場調査料は、JIS 認証工場調査規程（以下「工場調査規程」という。）第3条に規定する工場調査の種類に応じて、初回工場調査料、定期工場調査料、不定期工場調査料、その他の工場調査料に区分する。
- 2 初回工場調査料は、初回工場調査に要する手数料とし、その額は次による。
 - 一 機器については、1回1品目につき150,000円とし、1品目増すごとに10,000円を加算する。
 - 二 関連部品については、1回につき100,000円とする。
 - 三 機器と関連部品を同時に行う場合は、関連部品全てを機器1品目とみなし、第一号の規定を準用する。
 - 3 定期工場調査料は、定期工場調査に要する手数料とし、その額は次による。
 - 一 機器については、1回1品目につき100,000円とし、1品目増すごとに10,000円加算する。
 - 二 関連部品については、1回につき50,000円とする。
 - 三 機器と関連部品を同時に行う場合は、関連部品全てを機器1品目とみなし、第一号の規定を準用する。
 - 四 前各号の規定にかかわらず、工場調査規程第15条第4項の規定を適用する場合の自社確認試験工場調査料は、機器については1回につき10,000円、関連部品については1回につき5,000円とする。
 - 4 不定期工場調査料は、不定期工場調査に要する手数料で、1回につき、機器については100,000円、部品については50,000円とする。
 - 5 工場調査規程第6章に規定するその他の工場調査料は、次の各号に掲げる手数料の額とする。
 - 一 工場調査規程第27条の2に規定する確認試験の区分の変更に要する工場調査料は、第3項に規定する定期工場調査に要する手数料の額とする。
 - 二 工場調査規程第28条に規定する生産条件の変更等に伴う工場調査料にあつては、第3項に規定する定期工場調査に要する手数料の額とする。ただし、同条第1項の規定に基づく工場調査のうち、協会が軽微な調査内容であると認める工場調査は、1回につき、30,000円とすることができる。
 - 三 工場調査規程第29条に規定する認証表示の管理に関する工場調査に要する手数料は、1回につき50,000円とする。
 - 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、JIS 工場調査規程に基づく工場調査と併せて同時に行う場合は、前項までに定める手数料の額の一部を減じることができる。

（証明書等発行手数料）

- 第9条 JIS 認証規程第28条第2項に規定する証明書等の発行に要する手数料は、次による。
- 一 JIS 型式検査証明書の発行手数料は、1通につき1,000円とする。
 - 二 JIS 型式検査記録書の発行手数料は、1通につき2,000円とする。

- 三 JIS 製品認証証明書の発行手数料は、1 通につき 1,000 円とする。
 - 四 JIS 確認試験記録書の発行手数料は、1 通につき 2,000 円とする。
 - 五 JIS 部品等変更検査記録書の発行手数料は、1 通につき 2,000 円とする。
 - 六 JIS 認証維持製品検査記録書の発行手数料は、1 通につき 2,000 円とする。
 - 七 JIS 認証契約証明書（再発行）の発行手数料は、1 通につき 1,000 円とする。
- 2 前項に規定する証明書等以外の文書を必要に応じて発行する場合の手数料は、次による。
- 一 JIS 認証等の証明に関する文書は、1 通につき 1,000 円とする。
 - 二 検査結果等の記録に関する文書は、1 通につき 2,000 円とする。

（工場調査等に要する旅費）

第 10 条 工場調査等に要する旅費は、協会の出張旅費規程によるものとする。

- 2 協会は、工場調査等が終了後に認証申請者に旅費を請求する。
- 3 認証申請者は、前項の請求があった場合、請求された額の旅費を速やかに協会に納入するものとする。

（消費税等）

第 11 条 申請者は、手数料を納入する際、手数料と同時に消費税等を納入するものとする。

- 2 消費税の算出で発生する円未満の額は、切り捨てるものとする。

（その他必要事項）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、手数料及び実費に必要な事項は別に定める。

（平成 24 年 4 月 1 日改正）